

ジロンド憲法(訳)

山本浩三

共和政の二年、一七九三年二月一五日と
一六日に国民公会に提出された憲法案

人間の自然的、市民的、および政治的権利の宣言案

人間の全社会的結合の目的は、かれらの自然的、市民的かつ政治的権利の維持にあるから、これらの権利は、社会契約の基礎である。これらの権利の承認と宣言は、その保障を確実にする憲法の前にあらねばならない。

第一条 人間の自然的、市民的かつ政治的権利は、自由、平等、安全、所有、社会的保障および圧政にたいする抵抗である。

第二条 自由は、他人の権利に反しないすべてのことをおこなうことができる。だから、各人の自然権の行使は、社会の他の構成員に、これらのおなじ権利の享有を確保するもの以外の限界をもたない。これらの限界は、法律によつてしか定めることができない。

第三条 自由の保持は、一般意志の表明である法律にたいする服従に依存する。法律によつて禁止されないすべてのことは、

妨げられないし、また何人も法律が命じないことをおこなうように強制されえない。

第四条 すべての人は、その思想およびその意見を発表することができ自由である。

第五条 出版およびその思想を公表するすべての他の方法の自由は、禁止、停止、制限されえない。

第六条 すべての人は、その祭式をおこなうことにおいて自由である。

第七条 平等は、各人が同じ権利を享有できることにある。

第八条 法律は、それが補償する場合でも処罰する場合でも、それが保護する場合でも禁止する場合でも、すべての人間にとつて平等でなければならない。

第九条 すべての市民は、すべての公の地位、職業、職務につくことができる。自由な人民は、その選択において、才能と徳以外の優先事由をみとめない。

第一〇条 安全は、社会が各市民に、その身体、その財産およびその権利の保持のために与える保護の中にある。

第一条 何人も法律が定めた場合かつ法律が命じた形式による以外は、裁判への召喚も起訴も逮捕も拘禁もされえない。市民にたいしておこなわれるそれ以外のすべての行為は、恣意的であり、無効である。

一二条 これらの恣意的な文書を請願し、発し、署名し、執行しがつ執行させる人びとは、有罪であり、かつ処罰されねばならない。

第一三條 このような文書を執行することが企てられた市民は、力によって力を撃退する権利をもつ。ただし法律の権威によりかつ法律によって命じられた形式において召喚されまたは逮捕されたすべての市民は、ただちに従わなければならぬ。かれは抵抗によって有罪となる。

第一四條 すべての人は、有罪であると宣告されるまで無罪とみなされるから、たとえかれを逮捕することが絶対必要と判断されても、その身体を確保するために必要でないすべての苛酷さは、法律によってきびしく禁止されねばならない。

第一五條 何人も、犯罪以前につくられ、公布されかつ適法に適用された法律による以外は処罰されるべきではない。

第一六條 法律が存在する前に犯された犯罪を処罰する法律は、恣意的文書である。法律に与えられる溯及効は、犯罪である。

第一七條 法律は、一般の安全に厳格かつ明白に必要な刑罰だけを科さなければならない。刑罰は、犯罪に比例しかつ社会に有益なものでなければならない。

第一八條 所有権は、すべての人が、その財産、その資本、その収入およびその産業を任意に処分することの主人であることにある。

第一九條 いかなる種類の労働、商業、耕作も、すべての人に禁止されえない。かれは、すべての種類の生産物を製造し、売却し、運送することができる。

第二〇條 すべての人は、その勤務、その時間を契約することができる。ただしあれは自分を売ることはできない。その身

体は譲渡できる所有物ではない。

第二一条 何人も、適法に確認された公の必要がそれを明確に強く要求した場合、および正当かつ事前の補償の条件下でなければ、その同意なしには、かれの所有の最小部分でも奪われえない。

第二二條 いかなる租税も、公益のためかつ公共の必要に応じるため以外には設けることができない。すべての市民は、みずからまたはその代表者によって租税の設定に参与する権利をもつ。

第二三条 初等教育は、万人の要求であり、社会は、すべての構成員に平等にこれをおこなわねばならない。

第二四條 公の救済は、社会の神聖なる負債である。その範囲と適用は法律によって決定される。

第二五條 人間の権利の社会的保障は、国民主権にもとづく。第二六條 主権は、一であり分割できず、時効にからずかつ譲り渡すことができない。

第二七條 主権は、本質的に人民全体にある。各市民は、その行使に参与する平等の権利をもつ。

第二八條 市民のいかなる部分的結合も、いかなる個人も、主権を僭取することができず、いかなる権力も行使することができず、かつ法律の形式的委任なしにはいかなる公務もおこなうことができない。

第二九條 公務の限界が明らかに法律によって定められず、またすべての公務員の責任が確保されないならば、社会保障は

存在することができない。

第三〇条 すべての市民は、この保障に協力し、法律の名においてよばれたときには法律に力を与えねばならない。

第三一条 社会に結合した人間は、圧政にたいし抵抗する適法の方法をもたなければならぬ。

第三二条 法律が保障しなければならない自然的、市民的および政治的権利を法律が侵害するときは、圧政が存在する。法律が、個々の事実にたいするその適用において公務員によって侵害されるとき、圧政が存在する。恣意的な行為が、法律の表現に反して市民の権利を侵害するときは、圧政が存在する。すべて自由な政府においては、これらの種々の圧政の行為にたいする抵抗の方法は、憲法によつて規定されなければならぬ。

第三三条 人民は、つねにその憲法を再検討し、改革しかつ変更する権利をもつ。一世代は、未来の世代をその法律に無理に服従させる権利をもたない。職務におけるすべての世襲は、不合理であり専政的である。

フランス憲法案

フランス国民は、一であります分割できない共和国に組織される。フランス国民が承認しつつ宣言した人間の諸権利の上に、自由と平等と人民主権の諸原理の上に、その政府を確立して、フランス国民はつぎの憲法を採択する。

第一篇 領土の区分

第一条 フランス共和国は、一であります分割できない。

第二条 現行のその領土の八五県の区分は、維持される。

第三条 しかし、県の境界は、住民の要求にもとづき、変更または修正されうる。ただしこの場合には、一県の面積は、四〇〇平方里を超えることができない。

第四条 各県は、大市町村に区分され、市町村は、市町村地区と第一次集会に区分される。

第五条 各県の領土の大市町村へのこの区分は、市町村の首都の中心にたいしもつとも離れた居住地でも二里半を超えることができないようになされる。

第六条 市町村地区の区ゾンディスマンは、第一次集会の区と同一ではない。

第七条 各市町村には、県の行政府に従属する行政府があり、各地区には、従属代理事務所がある。

第二篇 市民の身分、および市民の権利の

行使のために必要な条件

第一条(八) 満二一歳で、第一次集会の公民名簿に登録され、その時から、一年間中断なく、フランス領土に居住するすべての人は、共和国の市民である。

第二条(九) フランス市民の資格は、外国への帰化により、かつ公民権剥奪の刑罰によつてなくなる。

第三条(一〇) 第一条によつて要求された条件をみたすすべての市民は、中断なしに三月の現住を証明する共和国領土の部分においてその選挙権を行使することができる。

第四条(一) いかなる市民も、一以上の第一次集会において同じ事項にたいしその投票権を行使することができない。

第五条(一) 投票権行使にかんする二無能力事由が存在する。

第一は、裁判によつて確認された低能または痴呆。第二は、

公民権剥奪をもたらす刑罰の適法の宣告。

第六条(一) 国民の名で与えられた使命ではなく、共和国の領土外に六年間居住するすべての市民は、六ヶ月の中止のない居住のちにしか投票権の行使をつづけることができない。

第七条(一) 使命をもたずに、かれの平常の住居をもつ場所を一年間不在にするすべての市民は、第一次集会で投票することが認められる前に、あらためて三月居住する義務がある。

第八条(一) 立法府は、憲法がかれらにそれを禁止するあらゆる場合においてあえて投票権を行使する人びとに課す刑罰を定める。

第九条(一) フランス市民の資格と満二五歳の成年が、共和国のすべての地位にたいする被選挙資格のために必要な唯一の条件である。

第一〇条(一) あるフランス市民が居住する場所がいかなる場所であれ、かれが居住地不在によつて投票権が奪われた場合でさえも、すべての地位にかつすべての県によつて選挙されうる。

第三篇 第一次集会

第一節 第一次集会の組織

第一条(一) フランス人がかれらの市民権を行使しなければならない第一次集会は、各県の領土に基いて区分され、かつその区は、そのいずれもが四五〇人以下、九〇〇人以上となるないように規律される。

第二条(一) 各第一次集会には、それを構成する市民の特別名簿が作られる。

第三条(一) この名簿が作られると、各第一次集会において事務局の任命がおこなわれる。事務局は、名簿に記入された市民五〇人につき一人の構成員で構成される。

第四条(一) この選挙は、投票の単純多数で、ただ一回の投票でおこなわれる。各投票者は、事務局を形成しなければならない構成員の数がどれほどであろうと、その投票用紙に二人だけを記載する。

第五条(一) しかし、この最初の投票の結果によつて、事務局構成員の選挙が完全でない場合においては、それを補充するために新規の投票がおこなわれる。

第六条(一) この最初の選挙のあいだ、最年長者が、集会の議長となる。

第七条(一) 事務局構成員の職務は、

1 市民の登録簿または名簿を保管すること。

2 ある召集から他の召集までのあいだに、市民として許容

されるために出頭する人びとをこの登録簿に登録すること。

3 住居の変更を望む人びとにたいし、かれの市民の資格を証明する証明書を与えること。

4 憲法によって定められた場合に第一次集会を召集すること。

5 集会の名において、県の行政府にたいし、または同じ市町村の第一次集会事務局にたいし、審査権の行使のために必要な請求をおこなうこと。

第八条(二五) 事務局構成員は、各自が獲得する投票の多数の順序にしたがつて公表される。第一位のものが、議長の職務をおこなう。第一位のもののすぐあとにつづく三人の構成員が、幹事の職務をおこなう。事務局の残りのものが、投票検査人の職務をおこなう。かれらのうちだれかが欠ける場合には、かれらは、同じ順序でたがいに補欠人となる。

第九条(二六) 第一次集会の各新召集においては、事務局が再選されない前には、いかなる事項を取扱うことも許されない。この改選前のすべての行為は無効と宣言される。ただし前事務局を構成した市民は、再選されうる。

第一〇条(二七) 集会の会議がたんに延期されかつ継続されとき、および集会がそのために召集された事項が片づけられないときは、事務局は再選されえない。

第一条(二八) 何人も、集会の開会の八日前に、その権利を確認する証書を事務局に提出しなかつたならば、その名簿に登録されていない第一次集会において投票することは許されない。前事務局は、それを集会に報告し、集会は、提示された市民が憲法によって要求された条件をみたしたかいかなかを決定する。

第二節 第一次集会の職務

第一条(一九) フランス市民は、憲法によって定められた選挙をおこなうために第一次集会に集らねばならない。

第二条(三〇) フランス市民は、またつぎのような共和国の一般的利益にかんする事項を審議するために第一次集会に集る。

1 憲法案または承認された憲法にたいするなんらかの変更を承認するかまたは否認するかが問題であるとき。

2 国民公会の召集が提案されるとき。
3 立法府が、共和国全体に關係する問題について全市民の希望の表明を要求するとき。

4 おわりに、立法府にある事項を考慮するよう requirement するか、または国民代表の行為に、憲法によって定められた方法にしたがいかつか規則によつて人民の審査権を行使することが問題であるとき。

第三条(三一) その性質により、その事項によりまたはその方法によつて憲法的法律によつて規定された規則に適合しない第一次集会の選挙と審議は、無効でありかついかなる効果もない。

第三節 第一次集会における選挙のための一般的規則

第一条(三二) 選挙は、二回投票の方法でおこなわれる。第一回「の投票」は、たんに準備的なもので、推薦名簿の作成をあこなうだけである。第二回「の投票」は、推薦名簿に記入された候補者のあいだだけでおこなわれ、決定的でありかつ選挙を完了する。

第二条(三三) 集会が形成され、構成員が承認され、事務局が

確立され、かつ召集の事項が告知されるとすぐに、推薦投票のために、各投票者は事務局において、欄外にかれの名前を記入した印刷された投票用紙を受けとる。

第三条(三四) 投票は、早速はじめられ、翌日の夕方の四時の会議においてしかうち切られない。各市民は、選舉すべき地位の数とひとしい数の人の名をその投票用紙に記入しましたは記入させ、かつこの期間中に事務局にそれを提出しに来る。

第四条(三五) 第二日の四時の会議においては、各投票者の名とかれがその投票用紙に記入した人びとの名を大声で読んで、投票の審査と集計をおこなう。

第五条(三六) すべてのこれらの活動は、公開でおこなわれる。

第六条(三七) 事務局によって決定されかつ公表された各第一次集会の投票の結果は、県の主都に送られ、そこで各第一次集会の投票の結果の集計が行政官によって公開でおこなわれる。

第七条(三八) 推薦名簿は、最多数の票を獲得した、みたすべき地位の三倍の数の人びとで作られる。

第八条(三九) 投票が同数の場合には、最年長者がすべての場合に選ばれる。名簿にもとづいてみたすべき地位がただ一つの場合には、最年長者だけがそこに記入される。

第九条(四〇) 第一次集会によっておこなわれた投票の結果の一般的集計は、選挙の開始として指示された日の八日ごにはじまる。この時期ののちになつてやつと県の行政府に送られた第一次集会の投票は、許容されない。

第一〇条(四一) 候補者の推薦名簿は、第一次集会の投票の結果の集計ごとに決定的なものとしては定められない。県の行政府は、ただちにそれを印刷させかつ公表させる義務がある。推薦名簿は、単なる案としてのみ考えられかつべきものふくむ。

1 もつとも多数の票を獲得したみたすべき地位の三倍の数の候補者の名簿。

2 同数の補欠人。この補欠人は最初に記入された候補者につづいて、そのあいだでつねに多数の順序にしたがつてもつとも多数の票を集めた人びとからとられる。

第一一条(四二) この最初の名簿の公表ご一五日以内に、県の行政府は、その名簿において候補者の中または補欠人の中に記入されていて、受諾することを望まずまたは受諾することができないことを申立てる人びとの申立を受理する。一五日目に、拒否した候補者の人びとを、まず補欠人の中に記入された人びとによつて代え、つぎに補欠人について、つねにそのがいだで多数の順序にしたがつて、最多数の票を獲得した人びとによつて代えて、その名簿は、決定的なものとして定められる。

第一二条(四三) このように決定的なものとして定められ、選挙すべき人の三倍の数に減ぜられた推薦名簿は、直ちに県の行政府によって第一次集会に送られる。行政府は、第一次集会が、選挙の最終の投票をおこなわねばならない日を指示する。ただしかる事情があつても、この期日は、推薦名

簿の閉鎖ごの第二日曜日以上に延期されえない。

第一三條(四四) 集会が第二回のかつ最終の投票のために召集されたとき、各投票者は、事務局において投票用紙をうけとる。この投票用紙は、二つの欄があり、各欄が、任命すべき人と同数の横罫に分けられている。この欄の一つは第一選挙欄、と名づけられ、他の欄は、補欠欄と名づけられる。

第一四條(四五) 各投票者は、第一欄に選挙すべき地位と同数の個人を、つぎに補欠欄に第一欄に記入された人と同数の名を記入または記入させる。この投票用紙には署名されない。

第一五條(四六) 投票は、推薦名簿に記入された個人についてだけおこなうことができる。

第一六條(四七) 各第一次集会においては、選挙の第一欄に記入された投票と補欠欄になされた投票の集計が別々におこなわれる。

第一七條(四八) 結果は、県の首都に送られる。第二回の投票の開始のために指示された日の八日ごまでしか結果は、そこで受理されない。

第一八條(四九) 県の行政府は、第一次集会によつて送られた投票の結果の一般的集計を、公開でおこなう。はじめに、特別にかつ個別的に、選挙第一欄の各候補者に与えられた投票数を、つぎに補欠欄の各候補者に与えられた投票数を集計する。

第一九條(五〇) 第一欄におこなわれた投票の数が、だれにも絶対多数を与えない場合は、各候補者が第二欄で獲得した投

票の合計を集め。選挙すべきすべての人およびその補欠人の任命は、多数の順序によって決定される。

第二〇條(五一) 一人または若干の候補者が、第一欄におこなわれた投票の集計によつて、絶対多数を集める場合は、その選挙は完了する。第一欄において絶対多数を獲得しなかつた候補者のためにだけ、かつ第一次集計ごの空位のためにだけ、二欄におこなわれた投票の加算法がおこなわれる。

第二一条(五二) 補欠人は、まず、第一欄で絶対多数を獲得し、選挙された人について最大多数の投票をもつ人びとであり、ついで、かれらが相対多数しか獲得しなかつたとしても、選挙された人について二欄の集計によつて最多数の票をもつた人びとである。

第二二條(五三) 同じ方法は、唯一の地位にたいする任命のためにもおこなわれる。ただしこの場合においては、

1 推薦投票のときは、各投票者がその投票用紙に一人の名しか書かない。

2 この投票によつて作られた推薦名簿は、第一〇条と第一一条にしたがい、一三人に減じられ、かつ決定的なものとして定められるときまで、一三人の候補者と同数の補欠人の名をふくむ。

2 選挙投票のときは、各投票者は、かれが選ぶ個人の名を第一欄にかつ他の六人の個人の名を補欠欄に書きまたわ書かせる。

4 第一欄におこなわれた投票の総集計のときに、候補者の

一人が絶対多数を集めた場合は、かれが選挙される。もしだれも絶対多数を獲得しなかつたならば、二欄に各候補者のためにおこなわれた投票が集められる。その投票の最多数を獲得した人が選挙される。かれについて投票の最多数をもつ六人の候補者が多数の順序によってその補欠人となる。

第二十三条(五四) 最終投票の集計のときは、推薦名簿に記入されていない市民に一または若干の投票が与えられた投票用紙および各欄に要求された投票の数をふくまない投票用紙は廃棄される。

第二十四条(五五) 同じ市民は、異った地位のための若干の推薦名簿に同時に記載されうる。

第二十五条(五六) ただし、すべての公職は、兼任することができない。いかなる市民も、かれの受諾という唯一の事実によつてかれが以前に行使していった職務を放棄することなしには、新しい職務を受諾することができない。

第四節 第一次集会の内部警察

第一条(五七) 第一次集会の内部警察は、本質的かつ排他的に集会それじたいに属する。

第二条(五八) 第一次集会がその構成員の一人にたいして宣告することができるもつともきびしい刑罰は、議長の注意と譴責のうちに、会議からの排除である。

第三条(五九) 暴行、重大な乱暴または会場内における普通の犯罪の場合には、議長は、集会によってかれに許可されたの

ちに、被告人に拘引状を発しがつ警察の任にあたる官吏の前にかれらを引致させる。

第四条(六〇) 市民は、武装して第一次集会に赴くことができる。

第五節 第一次集会における審議の形式

第一条(六一) 集会が形成されたとき、議長は、それに可か否で答えることができる簡単な問題に変えられた審議事項を知らせる。会議の終末に、議長は、その決定をもたらすために集会を一週間休会する。

第二条(六二) 休会のあいだ第一次集会が集合する場所は、市民の審議にふせられた事項を討議するために、市民に毎日開放される。

第三条(六三) 会場は、また同じくその年の毎日曜日にそこに集ることを望む市民にたいし開放される。事務局は、その構成員の一人に、第一次集会にたいして差し向けられた憲法上の機関の種々の文書を市民にたいして読んで聞かせかつこれらの特別な会合とこれらの市民のおだやかな会議において秩序と平静を維持することを命じる。

第四条(六四) 集会がその希望を述べるために指示された日に召集されるとき、議長は、ふたたび審議事項を思い出させかつ可または否で答えねばならない質問を説明する。事務局は、会場の内部に、集会にふせられた質問の概略の説明、および二欄に可または否の語とその各語が示す意志の正確な解説をふくむ掲示をはらせる。

第五条(六五) 各投票者は、その投票用紙に可か否を書きまたわ書かせる。各投票者は、投票箱にそれをさし出す前にそれ署名させる。

第六条(六六) 投票は、第二日の四時の夕方の会議においてのみ閉鎖される。この期間中、各市民は、かれがその希望を表明するのもつともよいと認める会議の時間に自由に出頭することができる。

第七条(六七) 投票の開票は、大声でおこなわれる。検査人の職務をおこなう事務局構成員は、その希望と同時に各投票者の名を発表する。

第八条(六八) 唯一の県の全第一次集会が同じ事項について審議するときには、可または否による各集会の希望の結果は県の行政に送られ、そこで一般的結果が、選挙のために定められた期間内かつ形式にしたがって確認される。

第九条(六九) 共和国の全第一次集会が、同じ事項を審議するため召集される場合には、各県の市民の希望の一般的結果は、各行政によって、二週間の期間内に立法府に送られ、立法府は、ついで、同じ期間内に、市民の希望の一般的結果を確認しがつ公表する。

第一〇条(七〇) 前に定められた形式が遵守されなかつた行為は、無効である。

第一一条(七一) 第一次集会は、その内部で与えられる投票の有効または無効の裁判官となる。

第一二条(七二) 第一次集会が、その県において純粹に地方的かつ特別な選挙をおこなつたときには、県の行政は、第一次集会の種々の行為にかんして定められた前の形式の不遵守から生ずる無効を宣告する。ただしその決定を執会会議に送らねばならず、執行会議はそれを確認または取消す義務がある。ただしあらゆる場合における立法府にたいする上訴を除く。

第一三条(七三) 第一次集会が一般的利益をもつ事項を審議するとき、または共和国全体に属する立法府議員または公務員の選挙をおこなうときには、県の行政は、第一次集会の種々の行為の無効についてのその意見を立法府に送ることができるにすぎず、立法府はその有効性について最終的に宣告する。

第四篇 行 政 府

第一節 行政の組織と職務

第一条(七四) 各県には、行政会議が設けられ、各市町村には、市町村行政は市町村役場が設けられ、各市町村地区には、市町村役場に従属する代理事務所が設けられる。

第二条(七五) 県の行政会議は、一八人で構成される。

第三条(七六) 十八人のうち四人が執政府を形成する。

第四条(七七) 各市町村の行政は、十二人の構成員と一人の長で構成され、長はその議長となる。

第五条(七八) 各地区の従属代理事務所は、ただ一人の市民に

委託される。かれは補助者をもつことができる。

第六条(七九) 各地区の従属代理人と市町村行政との会合が、市町村の全体会議を形成する。

第七条(八〇) 市町村の行政は、県の行政に従属する。

第八条(八一) 市町村役場と地区におけるその代理事務所の組織、それらに与えられる特別の職務、および地区の集会に集った市民によるその選挙の方法は、憲法から独立した特別法によつて定められる。

第九条(八二) かれらの地区に集つた各市町村の市民は、かれらの地区またはかれらの市町村にとくに利害関係のある事項だけしか審議することができない。市民は、いかなる場合においても、かれら自身が行政をすることができない。

第一〇条(八三) 県の行政官は、本来、直接税の割当、その地区におけるすべての公収入から生ずる金銭の監督、市町村の行政の会計の検査、およびその県の利益のためにおこなわれる要求の審議を担当する。

第一一条(八四) 行政官は、共和国の全部分において、法律の執行と一般的行政に關係するすべてのことのために、国民政府の代理人とみなされねばならず、かれらの地方的かつ特別の利益にだけ關係するすべてのことのために、その地域内に居住する市民の部分の特別の代理人とみなされねばならない。

第二条(八五) これらの関係のうち最初のものについては、行政官は、本来的に執行会議の命令にしたがう。

第三条(八六) 立法院は、特別法によって、行政官に委託さ

れる行政の全部分についてかれらの職務の規則と方法を定める。

第一四条(八七) 行政官は、陸・海軍の行政、およびそれに付属する建物、兵器庫、倉庫、港、敷設の管理のような政府によつて特別の代理人に委託された一般的行政の部分に、いかなる場合においても、干渉することはできない。

第一五条(八八) 執行会議は、各県の行政において、執政府に属さない構成員のあいだから国民委員を選ぶ。国民委員は、執行会議との連絡、法律の執行の監視と督促にあたる。この国民委員の職務は、かれが行政の構成員であることをやめたときには停止する。

第一六条(八九) 行政の会議は、公開される。

第一七条(九〇) 県の行政官は、下級行政官の行為が法律に反するときは、それらの行為の取消権をもつ。

第一八条(九一) 県の行政官は、下級行政官の執拗な不服従の場合または下級行政官が公の安全と安寧を危くするときには、同じくかれらの職務を停止することができる。ただしその停止を取消またわ確認する義務がある執行会議にそのことを直ちに通知しなければならない。

第一九条(九二) 行政官は、いかなる場合においても法律の執行停止、法律の変更または法律に新しい規定を補充することができるず、司法行為とその行政の方法にいかなる侵害もおこなうことができない。

第二〇条(九三) 各県には、国庫と連絡し、その下に会計係と

出納係をもつ一人の財務官が置かれる。財務官は、県の行政会議によって任命される。財務官によつて推薦された会計係と出納係は、同会議によつて承認される。

第二条(九四) 行政府構成員は、かれの職務にかんする事実については、県の執政府に従属する行政官については県の執政府の、県の行政構成員については執行国民会議の審議によつてしか裁判にふせられえない。ただしすべての場合における立法府の上級権威への上訴は除く。

第二節 県の行政官の選挙方法

第一条(九五) 県の行政官の選挙は、第一次集会に集つた各県の市民により直接に、かつ第三篇第三節に定められた方法によつておこなわれる。

第二条(九六) 死亡、辞職または受諾拒否によつて欠員の場合は、選挙の間に経過する期間中、任命された市民は、補欠人のあいだの投票の多数の順序にしたがつて補欠人の一人によつて代られる。

第三条(九七) 行政府の構成員の半数は、二年ごとに、立法府の選挙のために定められた時期の三月ごに再選されうる。

第四条(九八) 各選挙において投票の最多数の票をもつた二人の行政官が、執政府の構成員となる。

第五篇 共和国の執行会議

第一節 共和国の執行会議の組織

第一条(九九) 共和国の執行会議は、七人の大臣と一人の書記官で構成される。

第二条(一〇〇) 大臣は、1立法大臣、2陸軍大臣、3外務大臣、4海軍大臣、5公租大臣、6農業・商業・工業大臣、7救済・労働・公營造物・学問・芸術大臣である。

第三条(一〇一) 執行会議は、各大臣が交互に主宰し、議長は一五日ごとに交替する。

第四条(一〇二) 執行会議は、立法府が与えたすべての法律と命令を執行しかつ執行させる任にあたる。

第五条(一〇三) 執行会議は、行政と裁判所にたいし法律と命令を発送し、その受領を保証させかつ立法府にたいしてそれを証明する任にあたる。

第六条(一〇四) それがいかなる口実の下であろうと、執行會議が、法律と命令の規定の修正、拡張または解釈することは明に禁止される。

第七条(一〇五) すべてのその部門における行政と政府のすべての代理人は、本質的に執行会議に従属する。ただし司法行政は、その監督に服するにすぎない。

第八条(一〇六) 執行会議は法律に違反するか、公共の安寧または国家安全をあやうくしうる行政行為を取消すことを明に担当する。

第九条(一〇七) 執行会議は、行政の構成員の職務を停止することができる。ただしすぐに立法府にそのことを報告しなければならない。

第一〇条(一〇八) 行政府の成員の汚職の場合には、かれらを立法府に告発しなければならず、立法府は、かれらが裁判にふせられるかどうかを決定する。

第一一条(一〇九) 執行会議は、執行会議によつて任命されるか執行会議に従属する行政官によつて任命される文官と武官を免職、召還、交迭または交迭させる権限をもち、かれらの犯罪の場合には、かれらが、それを審理しなければならない裁判所の前に訴追されることを命じる権限をもつ。

第一二条(一一〇) 執行会議は、裁判官がその権限の限界を越えた行為と判決を司法検査官に告発する任にあたる。

第一三条(一一一) 陸・海軍の指揮と監督、および一般的に國の対外防衛にかんするすべてのことは、執行会議に委任される。

執行会議は、立法府によつて毎年決定される人数を全員保有し、その進軍を規律し、それらを共和国の領土に配備し、その武器、その装備かつその軍需品を供給し、この目的のために、必要であるすべての購入をおこない、それを補佐しなければならない官吏を選びかつ軍隊の昇級の方法にかんする法律と軍隊の規律にかんする法律または規則を遵守させる任にあたる。

第一四条(一一二) 執行会議は、それを受けねばならない公務員に特許証または委任状を交付させる。

第一五条(一一三) 執行会議は、市民が法律によつて要求する権利をもつ国家補償のリストを作成させる任にあたる。このリストは、各会期のはじめにそれを決定する立法府に提出さ

れる。

第一六条(一一四) すべての事案は、会議において処理される。執行会議は、決定の登録簿を保有する。

第一七条(一一五) 各大臣は、ついで、その省において会議の決定にしたがつて行動しかつそのもゝとも適當と判断する細部のすべての執行方法をとる。

第一八条(一一六) 国庫の施設は、執行会議から独立する。第一九条(一一七) 支払の一般命令は、会議において決定され、その名で与えられる。

第二〇条(一一八) 特別命令は、ついで、各大臣により、各省で、かれだけの署名の下に、かつ命令の中に会議の決定と各支出の性質を許可した法律を記載して発せられる。

第二一条(一一九) いかなる職務大臣または無任所大臣も、裁判にふすことを命じる立法府の命令なしには、その行政行為のために刑事事件で訴追されえない。

第二二条(一一〇) 立法府は、その唯一の目的のために指定された会議において執行会議の構成員の一または若干名を裁判にふすことを宣告する権利をもつ。

第二三条(一一一) 事実についての報告が作られ、かつ裁判にふすことについての議論は、告訴された構成員「の意見」が、聽かれたのちにしかはじめられない。

第二四条(一一二) 裁判にふすことを宣告するとき、立法府は、単純な免職または汚職罪を訴追する理由があるかどうかを決定する。

第二五条(一一三) 立法府が、単純な免職を訴追せねばならないと考える場合においては、三日の期間内に、罪名が附せられない事実の記述的文書が編集される。

第二六条(一一四) 唯一の国民陪審が、一週間したら召集され

る。国民陪審は、つぎに罪名が附せられない事実にもとづき免職の理由があるかないかを宣言する。裁判所は、陪審の宣言によつて会議構成員の免職またはその職務への復職を宣告する。

第二七条(一一五) 立法府が汚職罪の訴追を命じる場合、それにもとづいて命令が与えられた報告とその基礎として役立った書類は、二十四時間以内に国民公訴官に送付され、国民起訴陪審は同じ期間内に召集される。

第二八条(一一六) 単純な免職であれ、汚職罪であれ、あらゆる場合において執行会議構成員を裁判にふす命令は、判決の言渡しまでその職務の停止を当然にふくむ。かれは審理のあいだ、会議において抽選の方法で選ばれた補欠人の一人によつて代られる。

第二九条(一一七) 立法府は、執行会議構成員を裁判にふすことを宣言したとき、それが適当と判断する場合には、かれが監視されることを命じることができる。

第三〇条(一一八) 執行会議構成員を裁判にふすことについての立法府の命令は、記名投票でおこなわれ、かつ投票の記名の結果は、印刷されかつ公表される。

第三一条(一一九) 会議構成員の免職は、無能力または重大な

怠慢の場合にたいしておこなわれる。

第三二条(一一〇) 死亡、辞職または受諾の拒否の場合に、執行会議構成員は、その記載の順序においてその補欠人によって代られる。

第三三条(一一一) 病気の場合、かつ会議の許可によつて、執行会議構成員は、その職務にかれらの補欠人の一人をかれらの選択において、一時的に招くことができる。

第二節 執行会議の選挙方法

第一条(一二二) 執行会議構成員の選挙は、共和国の市民によつて、その第一次集会において直接におこなわれる。

第二条(一二三) 各会議構成員は、別個の投票によつて任命される。

第三条(一二四) 推薦投票にかんしては、各投票者は、その投票用紙にかれがもつとも資格があると信じる市民を指名する。

第四条(一二五) 各第一次集会の投票の結果は、県の行政府に送られ、そこで第三篇第三節で定められた形式と期間内に集計がおこなわれる。

第五条(一二六) この集計がおこなわると、県の行政府は、最多数の投票を獲得した一三人の候補者の名を公表する。ただしかれらは少くとも百票を集めねばならない。

第六条(一二七) はじめの一三人のあとで最多数の投票を獲得した八人の候補者の補助名簿が作られる。これらの二名簿は、各人が集めた投票数を記述する。

第七条(一三八) 百票以上を集めた一三人の候補者の数をふくまない県の名簿は、不完全のままであるが、しかし有効である。

第八条(一三九) これらの名簿は、一週間たてば立法府に送られる。立法府は、それらを印刷させ、かつすべての県にそれらを発送する。

第九条(一四〇) 各県の名簿の公表の一月ごに、立法府は、つぎの方法で推薦の一般かつ最終名簿を作る。

第一〇条(一四一) 立法府は、受諾することができないか受諾することを望まないと宣言した候補者を各県の名簿から除去し、その県の補助名簿の中から、その記載の順序にしたがつてとられた候補者で代える。

第一一条(一四二) 立法府は、つぎに、県の最多数により、かつ県が同数の場合には最多数の個人投票によつてもたらされた候補者推薦の最終名簿を作る。

第一二条(一四三) 会議の各地位のための推薦の最終名簿は、一三人の候補者で構成される。

第一三条(一四四) 立法府は、この名簿の公表の三週間ごに、選挙投票をおこなうために、第一次集会を召集する。

第一四条(一四五) 各投票者は、二欄のある投票用紙に、すなわち第一欄には、かれが選ぶ候補者を、第二欄にはその候補者についてともふさわしいと判断する六人の候補者を記載する。

第一五条(一四六) 各県の第一次集会の投票の結果の集計は、

県の行政府によつておこなわれ、印刷され、公表されかつ一週間の期間がたてば立法府に送られる。

第一六条(一四七) この期間の満了ご二週間たてば、立法府は、県の投票の一般的結果を宣言する。

第一七条(一四八) 第一欄に記載された個人投票の一般集計によつて絶対多数を獲得した候補者が、選出される。いかなる候補者もこの多数を獲得しなかつたならば、この多数は二欄に記載された投票の合計によつて作られる。その最大多数を獲得した人びとが選出される。

第一八条(一四九) 選出された市民について投票の最多数を集めた六人の候補者によって、その市民に代るよう定められた補欠人の名簿が作られる。

第一九条(一五〇) 第三篇第三節に述べられた選挙についての一般的規定は、さきの条文において定められないすべての別な場合に適用される。

第二〇条(一五一) 会議構成員の選出任期は二年である。半數は、毎年改選される。ただしかれらは再選されうる。

第二一条(一五二) 第一次集会は、毎年一月の第一日曜日に会議構成員の選挙のために集まる。会議のすべての地位のためのすべての選挙は、たとえ各人について別個の投票によるとはいえ、同時にかつ同じ会議でおこなわれる。

第二二条(一五三) 最初の選挙ご、はじめに改選されねばならない四人の会議構成員が抽選によつてきめられ、抽選にあたらない三人の構成員および書記官は、つぎの選挙で改選され

る。

第三節 執行会議と立法府の関係

第一条(一五四) 会議は、立法府の会期のはじめに、毎年行政の各部においておこなわれる支出の見積りと前年度それに定められた金額の使用の計算書を立法府に提出する。会議は、政府内におこりえた濫用を指示する任にあたる。

第二条(一五五) 執行会議は、立法府に、会議にとって迅速さを必要とすると思われる事項を考慮するように提案することができます。ただしかかる場合においても法律の規定についてのその意見は、立法府の形式的要請によるの外は申出ることはできない。

第三条(一五六) 立法府の会期の中間において、共和国の利益がその速かな会合を要求する場合には、執行会議が立法府を召集する義務がある。

第四条(一五七) 立法府と執行会議のあいだの連絡文書は、會議の議長と書記官によって署名される。

第五条(一五八) 執行会議構成員は、記録を読むか、説明を与えるべきならないときには、立法府内に入ることが許される。かれらは、そこで指定された席をもつ。

第六条(一五九) 立法府は、また、その行政にかんすることについて報告し、かつ要求された説明と知識を与えるために會議構成員を召喚することができる。

第六篇 国庫と会計監査局

第一条(一六〇) 共和国執行会議構成員として、かつ同時に、別個の投票によって選出される国庫の三人の委員がおかれる。

第二条(一六一) かれらの職務の期間は、三年であり、そのうちの一人は、毎年改選される。

第三条(一六二) 選出された人びとにについて最多数の票を獲得した二人の候補者が、その補欠人となる。

第四条(一六三) 国庫委員は、すべての国の金銭の収入を監督し、すべての公の費用の支払を命じ、国庫と收支の関係にあるすべての受取人と支払人とのあいだの支出と収入の公開の計算書を保持し、かつ確実な徴収と基金の合規則性を確保するために必要な通信を県金庫および行政府と保つ任にあたる。

第五条(一六四) 国庫委員は、1 立法府の命令により、かつ各事項について立法府によって定められた基金の限度まで、2 執行会議の決定にもとづき、3 各省大臣の署名あるとき以外は、いかなるものも支払うことができず、これに反する場合は汚職罪の刑罰に処せられる。

第六条(一六五) 国庫委員は、また、その支出の種類が関係する省の大臣によって署名された支出命令が執行会議の決定の日付と支払を命じた立法府の命令の日付を記載しないときには、いかなる支払を命じることもできず、これに反する場合は、汚職罪の刑罰に処せられる。

第七条(一六六) 三人の国民会計監査委員が、国庫委員のために定められた方法にしたがって、同じ方法で同じ時期に任命される。

第八条(一六七) 国民会計監査委員は、同じく三年任期である。

そのうちの一人は、毎年改選される。かれらもまた、二人の
補欠人をもつ。

第九条(一六八) 会計監査委員は、法律によつて定められた時
期に、証明用の書類をそえて種々の会計の報告を届けさせ、
かつこれらの報告の検査と裁判の手続をする。

第一〇条(一六九) 立法府は、毎年この目的のために、二〇〇
人の陪審員の名簿を作る。

第一一条(一七〇) 各報告の検査と裁判のために、この名簿に
もとづいて二人からなる陪審が形成される。会計監査官は、
そのうちの七人を忌避する権利をもち、執行会議は、他の七
人を忌避する権利をもつ。

第一二条(一七一) 忌避が、陪審の数を七人まで減少しないな
らば、忌避されない陪審員が、抽選の方法によつてこの数ま
で減少される。